

社福第1957-1号
令和7年2月4日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 細野 正（公印省略）

流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う下水道の使用自粛について（依頼）

標記については、令和7年1月29日付け「流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う下水道の使用制限について」により依頼をしたところですが、特に、本日2月4日（火）14時から17時の間は、利用者の処遇に支障が生じない可能な範囲で、風呂や洗濯の頻度を下げてくださいなど、水を使用する作業については、この時間帯以外に行っていただくよう御協力をお願いします。

【使用自粛の該当区域】

さいたま市緑区、岩槻区、川口市東部、春日部市（旧庄和町を除く）、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町

【参考：県ホームページ】

中川流域下水道管に起因する道路陥没事故の発生及び下水道の使用自粛のお願い
<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1502/news/nakagawa0128.html>

【担当課（連絡先）】

○障害者支援課	施設支援担当	048-830-3314
	地域生活医療的ケア児支援担当	048-830-3317
○高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	048-830-3254
○こども支援課	保育政策担当	048-830-3328
○こども安全課	養護担当	048-830-3331
○社会福祉課	生活保護担当	048-830-3280
	医療保護・生活困窮者支援担当	048-830-3282